

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

○高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則

(平成 24 年 10 月 16 日規則第 74 号)

最終改正 令和 5 年 4 月 1 日規則第 37 号

高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県県営住宅等の整備に関する基準を定める条例(平成 24 年高知県条例第 54 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、県営住宅等の整備に関する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置)

第 2 条 条例第 9 条第 2 項の規則で定める住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置(次項において「エネルギー使用合理化措置」という。)は、住宅が、次に掲げる基準をを満たすこととなる措置とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 3 条第 1 項第 1 号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(借上げの場合にあっては、同法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準)

(2) 気候風土、高層等の理由により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難であることがやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置(敷地内に設置した太陽光発電設備の活用を含む。)をすること。

2 前項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定により難しい場合におけるエネルギー使用合理化措置は、住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 3 条の 2 第 1 項の規定により国土交通大臣が定める日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価(評価のための検査を含む。)の方法の基準としての評価方法基準(平成 13 年 8 月国土交通省告示第 1347 号。以下「評価方法基準」という。)の第 5 の 5 の 5-1(3)の評価基準(新築住宅)において地域区分に応じて適用される同イの外皮平均熱貫流率に関する基準、同ロの冷房期の平均日射熱取得率に関する基準及び同ハの結露の発生を防止する対策に関する基準のそれぞれにおける等級 4 の基準を満たす(同ただし書の規定により同イの外皮平均熱貫流率に関する基準及び同ロの冷房期の平均日射熱取得率に関する基準において等級 4 の基準に適合しているものとみなされる場合を含む。)こととなる措置とする。

(住宅の床等の遮音性能の確保を適切に図るための措置)

第 3 条 条例第 9 条第 3 項の規則で定める住宅の床及び外壁の開口部の遮音性能の確保を適切に図るための措置は、住宅の床が、評価方法基準の第 5 の 8 の 8-1(3)イの重量床衝撃音対策等級における等級 2 の基準又は同ロの相当スラブ厚(重量床衝撃音)における①c の基準(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあつ

ては、①dの基準)を満たし、かつ、住宅の外壁の開口部が、評価方法基準の第5の8の8-4(3)の評価基準(新築住宅)における等級2の基準を満たすこととなる措置とする。  
(住宅の構造耐力上主要な部分等の劣化の軽減を適切に図るための措置)

第4条 条例第9条第4項の規則で定める住宅の構造耐力上主要な部分及びこれと一体的に整備される部分の劣化の軽減を適切に図るための措置は、これらの部分が、評価方法基準の第5の3の3-1(3)イの木造における等級2の基準、同ロの鉄骨造における等級3の基準、同ハの鉄筋コンクリート造等における等級3の基準及び同ニの補強コンクリートブロック造における等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(住宅の給水等の設備に係る配管について構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検等を行うことができるための措置)

第5条 条例第9条第5項の規則で定める住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管について構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置は、当該配管が、評価方法基準の第5の4の4-1(3)の評価基準(新築住宅)における等級2の基準及び同4-2(3)の評価基準(新築住宅)における等級2の基準を満たすこととなる措置とする。

(各住戸の居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置)

第6条 条例第10条第3項の規則で定める各住戸の居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置は、各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準の第5の6の6-1(2)イ②に規定する特定建材を使用する場合において、同(3)ロのホルムアルデヒド発散等級における等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(住戸内の各部に係る高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置)

第7条 条例第11条の規則で定める住戸内の各部に係る高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置は、住戸内の各部が、評価方法基準の第5の9の9-1(3)の評価基準(新築住宅)における等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

(県営住宅の通行の用に供する共用部分に係る高齢者等の移動の利便性等の確保を適切に図るための措置)

第8条 条例第12条の規則で定める県営住宅の通行の用に供する共用部分に係る高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置は、当該共用部分が、評価方法基準の第5の9の9-2(3)の評価基準(新築住宅)における等級3の基準を満たすこととなる措置とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年4月24日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。